

様式第 1 号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法に基づく住宅の応急修理申込書

合志市長 殿

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____

1 被災日時 令和 8 年 7 月 2 8 日

2 災害名 令和 8 年熊本地震

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊

○市が発行する「罹災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。
○中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第 2 号）も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）

- | | | | |
|------|------------------|------|------------|
| ・ 屋根 | ・ サッシ | ・ 柱 | ・ 上下水道の配管 |
| ・ 床 | ・ ガスの配管 | ・ 外壁 | ・ 給排気設備の配管 |
| ・ 基礎 | ・ 電気、電話線、テレビ線の配線 | | |
| ・ 梁 | ・ トイレ | ・ ドア | ・ 浴室 |
| ・ 窓 | ・ その他（ ） | | |

5 賃貸型応急住宅への入居（半壊以上）（※該当するものに✓をつけてください。）

☐入居済み ⇒ 応急修理に申込できません

☐希望する ☐希望しない ☐未定 ☐申請済※参照

- └─▶（希望する場合のみ）応急修理期間について
- ☐1 か月を超えると見込まれる
- ☐1 か月を超えると見込まれない ⇒ 入居できません

※「応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が 1 か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度である。

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

様式第1号の2

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

合志市長 あて

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 _____

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 床組 または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- ☐ 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）

② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）

③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げからなっています。)

- ☐ 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- ☐ 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- ☐ 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。)

- ☐ 屋根の下地材 が壊れている。
- ☐ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- ☐ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

資力に関する申出書

合志市長 様

私、_____は、令和8年熊本地震のため、住家が（ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 半焼 ・ 準半壊 ）しております。

※いずれかに○をしてください

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

様式第3号

修 理 見 積 書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 円 （消費税込）

☒ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 円 （消費税込）

見積金額（被災者負担分） 円 （消費税込）

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、普段使用している見積書を添付してください。)

※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。

＜限度額＞全壊、大規模半壊、半壊の場合： 757,000 円の範囲内

準半壊の場合： 367,000 円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に○を付けること。

合志市長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

※受付後は最後に綴ってください。

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

○ 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

- ☐ 申込書（※申込書は「罹災証明書」の世帯主になっていますか？）
- ☐ 罹災証明書（写し）
- ☐ 修理前の被害状況が分かる写真
- ☐ 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
- ☐ 資力に関する申出書
→ 借家の場合 ☐ 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
- ☐ 住宅の被害状況に関する申出書

【対象者要件】

○ 「被害の区分」はどれに該当しますか？（罹災証明書を確認）

- ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊
- ☐ 半壊 ☐ 準半壊

○ 「賃貸型応急住宅」への入居を希望しますか

- ☐ 希望しない ☐ 利用を希望する
- ☐ 申請中または入居している※

※「応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が1か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度である。

【修理見積書依頼状況】

- ☐ 依頼済・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- ☐ 未依頼（修理業者の当てはある）
- ☐ 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：

修理業者への応急修理の説明： 未 済
（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者